

ケベック州「和解」の原理
——ブシャール=テイラー報告を読む——

Les principes des « accommodements »
au Québec : Lire le rapport Bouchard-Taylor

仲村 愛
NAKAMURA Ai

Résumé

Afin de dégager les principes fondamentaux des pratiques des « accommodements » au Québec proposés dans le rapport Bouchard-Taylor, cet essai discute la notion des « accommodements raisonnables ».

Depuis plus de vingt-cinq ans, il est d'usage dans les cours de justice du Québec d'adopter certains accommodements lorsqu'il y a certaines formes de discrimination envers des groupes culturels. Selon le rapport Bouchard-Taylor, de 1985 à 2002, presque tous les cas constituaient des « accommodements raisonnables » au sens propre. Néanmoins on note un point tournant déterminant au sein de l'opinion publique avec l'affaire du Kirpan à l'école publique. Et de 2006 à 2007, les médias ont accordé une importance croissante au dossier des accommodements et ces pratiques ont brusquement augmenté. Un sentiment de crise s'est progressivement installé au sein de la population québécoise, alors que l'autorité judiciaire fait de plus en plus de concessions perçues comme excessives aux minorités.

La Commission Bouchard-Taylor ou, plus précisément, la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles, est alors mise en place en 2007, afin de répondre aux mécontentements de plus en plus fréquents au sein de la population sur ces « accommodements raisonnables ».

L'analyse en profondeur de ce rapport nous permet de comprendre comment ces « accommodements raisonnables » sont utilisés en deux sens ; l'un, comme une pratique ou une mesure ; et l'autre, comme une norme ou une idée. Dans cet article, nous analysons cette notion en tenant compte de la complémentarité de ces deux

points de vue, la pratique et la norme.

キーワード：「和解」、「妥当な和解」、ブシャール=テイラー報告

Keywords: « accommodements », « accommodements raisonnables », le rapport Bouchard-Taylor,

はじめに

1980年代後半以降、カナダのケベック州では、様々な形態の差別——とりわけ文化的差異に基づく差別に対して、「和解」「accommodements」と呼ばれる手段によって解決が図られてきた。本稿の目的は、同概念の基本的な考え方を考察し、その原理を提示することにある¹。

カナダは、1971年に世界で最も早く多文化主義政策を採用し、以来、カナダ社会の文化的民族的多様性を国民統合の原理としている。しかし、北米大陸で唯一フランス語系がマジョリティを占めるケベック州は、これに否定的な立場をとっている(Bouchard, 2011, p.37)。連邦政府の多文化主義政策では同州の独自性が薄れてしまうとして、自分たちがカナダの中でも「独自の社会 distinct society」を形成していると主張してきた(Gagnon, 2008, p.425)。そこでケベック州は、フランス語圏というケベック州の文化的伝統と社会の文化的民族的多様性の両立を図るような統合政策を模索してきた。それがインターカルチュラリズム *interculturalisme* と呼ばれるものである。

ケベック州では、1980年代頃からインターカルチュラリズムの萌芽と思われる要素が州政府によって徐々に形成され、政府声明や公式文書の中に散見されるようになった²。インターカルチュラリズムは、連邦政府の多文化主義政策と違って政策化されているわけでもなければ、公的な定義が与えられているわけでもない(Bouchard et Taylor, 2008, p.19)。しかし、州政府が推進している統合政策からその輪郭は自ずと浮かび上がってくる。インターカルチュラリズムとは、誤解を恐れずにまとめれば、共通言語としてのフランス語の優位性、民主的な諸価値の追求、多様性の尊重、個人の基本的人権の保障のバランスの上にケベック社会が統合されるのが望ましいとする考え方、ということができるだろう(Rocher et Labelle, 2010, pp.180-187)。だが、フランス語の優位と多様性、共通善と個人の自由や権利は、時として両立が難しい。これらアンビバレントな要素をもつ諸価値が市民の実生活の中で対立した際に、その都度解決に導いていくのが本稿で取り扱う「和解」である。

ところで、こうしたケベック州の動向は、飯笹佐代子や竹中豊、小畑精和らによって日本におけるケベック研究にも認知されてきた。これらにおいては、インターカルチュラリズムや「妥当な和解」、「開かれたライシテ」³といった主要な概念を手掛かりに、ケベック社会が文化的民族的多様性を尊重しつつ民主的に共存していくプロセスの輪郭が描かれている。だが、これまでの日本におけるケベック研究では、「妥当な和解」に対する関心の高さのわりに、「和解」の概念に単独で焦点が当てられることはなかった。

しかし、本論で論じていくように、「妥当な和解」は様々な「和解」の形態の1つに過ぎない。筆者はこれまでの研究が「妥当な和解」を過大評価していると論じたいわけでは決してない。だが、「妥当な和解」の重要性をより理解するためには、形容詞を除いた「和解」の概念にも注意が必要だと考える。そこで本稿では、一度“accommodements”と“raisonnables”に分けてそれぞれの語彙に込められた意味内容を明らかにし、その上で「妥当な和解」の概念を理解するという手法をとる。本稿においては、「和解」の事例分析と概念の再定式化を試みている「文化的差異に関する調和の実践をめぐる諮問委員会」(Commission de Consultation sur les Pratiques d'Accommodement reliées aux différences culturelles — ブシャール=テイラー委員会 Commission Bouchard-Taylor の名で知られている—以下 CBT と略記)が作成した報告書を読み解きながら、ケベック州の「和解」や「妥当な和解」のコノテーションを明らかにしたい。

本稿の議論は以下のように進められる。第1章では、まず「妥当な和解」に関する日本での訳語の問題についてごく簡単に触れる。第2章では、ケベック州内の「妥当な和解」をめぐる誤解を解きほぐすために結成された、CBT とその報告書について述べる。第3、4、5章では CBT 報告を読み解きながら「妥当な和解」の原理を取り出してみたい。

1. 「妥当な和解」をめぐる訳語の問題

「妥当な和解」は初め、労働分野の中で「平等への権利」を保障するものとして1985年に登場した。同概念が初めて日本に紹介されたのは、管見のところ1996年の飯笹の論文である(飯笹、1996)。さらに翌年、NIRA(総合研究開発機構)が1995年に実施した諸外国の多文化主義に関する実態調査において、飯笹はケベック州の実態に関する報告を『NIRA 政策研究』(1997)上で行っている。それらの中では、ケベック型多文化主義(インター

カルチュラリズム)における移民統合の政策的展開の一要素として同概念が紹介されており、「合理的な和解」という訳語があげられている。だが、約10年後の別の論文では、彼女はケベック州のインターカルチュラリズムを論ずるにあたって、これを「妥当なる調整」に訳しなおしている(飯笹、2007)。一方、小畑は「合理的な妥協」と訳しており、この概念の訳語は定まっていない(小畑、2011)。また、竹中、飯笹、矢頭典枝らの手によるCBT報告の要約版の邦訳(2011)では「妥当なる調整」が採用されており、ケベック研究者の間では「妥当なる調整」で一定の共通理解が形成されつつあるように思われる。

しかし筆者は、“accommodements”を「調整」と訳すことに違和感を覚える。というのも、「調整」という語に機械的なニュアンスを感じ、これを社会統合のための理念の1つにしていこうとするケベック州の意図が減ぜられるように思うからである。そのため、筆者はあえて「妥当な和解」という新しい訳語を用いたい。

ところで、同概念が、2006年に国連が採択した「障害者の権利条約」の中にも登場するのは注目に値する。日本はこの条約を2007年に批准した。翌年に政府仮訳が公開されたが、そこでは英語の“reasonable accommodation”に対して「合理的配慮」という訳語があげられている。第2条に明記された「合理的配慮」の定義によれば、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされている(「国連障害者の権利に関する条約」、2006)。「妥当な和解」と「合理的配慮」は別々の文脈で論じられており、筆者の知る限り、その結節点についてはまだ研究されていない。だが、後述するようにケベック州の「妥当な和解」の場合も「過度の負担」を引き起こさない程度に留められるべきだとされている。つまり、両者の間には極めて重要な共通点もみられるのである。このことは、同概念についてケベック州以外の文脈における用法にまで視野を広げていくことにより、「妥当な和解」をより一般性をもった形で提示できる可能性を示唆しているといえよう。

2. ブシャーレ=テイラー委員会の発足

ケベック研究においてはすでに広く知られているが、最初にCBTとその

報告書について改めて記しておきたい。CBT は、2007 年 2 月 8 日にケベック州政府に委託され、500 万カナダドルの州政府予算が投入されて結成された(Bouchard et Taylor, 2008, p.17)。ケベック自由党の J.シャレ(Jean Charest)首相のときのことである。CBT の委員長を務めるのは歴史学者 G.ブシャル(G rard Bouchard)と哲学者 C.テイラー(Charles Taylor)というケベックを代表する著名な 2 人の学者である⁴。CBT は 2008 年にケベック州政府に『未来の構築——和解のとき』*Fonder l'Avenir : Le temps de la conciliation* と題された報告書を提出した。

CBT は、「妥当な和解」に対するケベック州民——とりわけフランス系州民の不満に対処する目的で設立された。「妥当な和解」は、様々な事由に基づく差別的状況を改善するための法的措置として、ケベック州において 1980 年代後半以降行われてきた。ところが、2006 年から 2007 年にかけて「妥当な和解」に対するフランス系ケベック州民の不満が俄かに高騰した。その最大の要因は、「妥当な和解」によるいくつかの判決が、メディアによって誇張気味に取り上げられたことにある。ケベック司法はマイノリティの要求に過剰に譲歩していると人々に理解され、「妥当な和解」に関するマジョリティ州民の不満が醸成されたのである。その結果、「和解」に関する州民の間にあった暗黙の社会的合意が崩れた(小畑, 2011, p.137)。こうした背景のもと、「妥当な和解」の実態調査を行い、「妥当な和解」に関する州民の誤解を解くことが CBT に期待された。

CBT が設立されたときの政令によれば、その任務は次の 3 つである。すなわち、①「和解」の実態調査及び分析、②「和解」の措置に規準を提供、③「和解」の実践が多元主義、民主主義、平等というケベック社会の基本的価値と適合していることを保証する、である(Bouchard et Taylor, 2008, p.33, p.275)。

CBT は 2007 年 2 月から 2008 年 5 月までの 15 ヶ月にわたって、「和解」に関する広範な調査を行った。ケベック州内のさまざまな分野の学者や専門家による意見交換もあったが、それだけではない。CBT の調査は、公的機関内や専門家内だけに閉じられたものではなく、市民社会の内部で広く行われた。たとえば、モンリオール市内における州民フォーラムが開催された他、モンリオール市外でも、ケベック州内の 15 の市町村でヒアリング調査が合計 31 日にわたって行われた。特にヒアリング調査では、900 件にも上る陳述書に対する回答と討論が行われ、さらにそこで 241 件の証言が聴か

れた。また、CBT の調査期間中には、多岐にわたる市民交流活動を提案していくインターネットサイトも開設され、40 万件以上のアクセス数を獲得した。さらに、すべての人々が無条件で参加できる夜間市民フォーラムも 22 回にわたって開催された。夜間市民フォーラムには述べ 3500 人近くの市民が参加し、自由な意見交換がなされた(Bouchard et Taylor, 2008, pp.35-36)。

こうした調査を経て、CBT は 2008 年 5 月に 300 頁超にもなる報告書を州政府へ提出した。また、100 頁ほどの要約版も作成され、そのそれぞれにフランス語版と英語版が刊行された。尚、日本では 2011 年に『多文化社会ケベックの挑戦：文化的差異に関する調和の実践、ブシャール=テイラー報告』と改題された CBT 報告の要約版の邦訳本が出版された。

CBT 報告は、調査結果の報告とそれに基づいた州政府への勧告から成り立っている。特に州政府への勧告には、インターカルチュラリズム、開かれたライシテ *laïcité ouverte*、調和の実践 *pratiques d'harmonisation* という 3 つの考え方を軸として、これらを政府声明や政策化していくことを提言している(Bouchard et Taylor, 2008, pp.249-261)。

3. “accommodements” —— 「和解」の意味とその様々な形態

本章以降では、CBT 報告を読みつつ「和解」の意味と原理を明らかにしたい。CBT 報告によれば、「和解」(ないしは「妥当な和解」)とは、「法的領域、より正確には法解釈において用いられる調整のこと。「自由と権利に関するケベック憲章」(以下、ケベック憲章と略記)に明記されている事由による差別の犠牲となったり脅威にさらされたりしている人や集団のために、ある規則や法律の適用を緩和することをねらいとする」ものだとされている(Bouchard et Taylor, 2008, p.285)。

ここに述べられている中で最も重要なのは、「和解」は差別的状況があると認められる場合にのみ行われるということである。ケベック憲章第 10 条には、「人種、皮膚の色、性、妊娠、性的指向、戸籍、法で規定されていない範囲内における年齢、宗教、政治的信条、言語、民族的出自、社会的地位、障害或いはその障害を回避するための手段をとることに基づいた区別、排除、または選好」がなされるとき、そこには差別的状況が存在すると認められる(*La Charte des droits et libertés de la personne du Québec*, 1975)。

すでに述べたように、「和解」や「妥当な和解」の概念は 1980 年代後半か

ら、ケベック州において実践・理念の両面で度々言及されてきた。CBT は、1985 年から 2007 年の間に行われた「妥当な和解」の判例を時系列に沿って分析しているが、それによれば 2002 年頃までは概ね本来の意義通りにこの措置が機能していた(Bouchard et Taylor, 2008, p.48)。しかし、2002 年 5 月から 2006 年 2 月の第 2 期、さらに 2006 年 3 月から 2007 年 5 月までの第 3 期にかけて「和解」をめぐる共通了承が崩れたと結論づけている(Bouchard et Taylor, 2008, pp.50-58, p.60)。

「和解」をキータームとする調整や調和の諸概念について詳細な説明が与えられているのは、報告書の第 3 章「さまざまな『和解』に関する認識と実際」である。尚、要約版では第 5 章『『和解』の実践を尊重した政策提言』の中に同様の内容が言及されている。ただし、要約版には「和解」の原理がごく簡単に述べられているに留まっている。

次章で詳しく見ていく通り、「和解」とは様々な形態の差別を解消し、当事者間の主張を酌みながら折り合いをつけることをいう。その際に重要なのは、「和解」の要求のために、被要求者側には法や規範の厳格な適用を緩和することが求められるという点である。また、差別的状況があると認められる場合には、「和解」は義務として発生する(Bouchard et Taylor, 2008, p.63)。

CBT 報告には、そのような意味での「和解」にまつわる 4 つの概念が提示されている。それは、「妥当な和解」、「協議による調整 ajustement concerté」、「非公式の合意 accord informel」、「調和の実践 pratiques d'harmonisation」である(Bouchard et Taylor, 2008, p.65)。これら 4 つの概念の相関図を描くと図 1 のようになる。

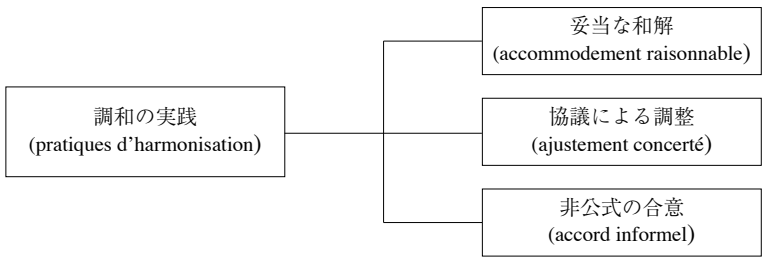


図 1 「和解」をめぐる概念体系（筆者作成）

図1から分かる通り、「妥当な和解」、「協議による調整」、「非公式の合意」はそれぞれ「和解」の形態である。そして、それら3つの「和解」の形態を包括するのが「調和の実践」である(Bouchard et Taylor, 2008, p.65)。

CBTは、法的概念として出発した「妥当な和解」の考え方を、市民社会の1つの理念として機能させるのが望ましいという考えを強調している。司法介入である「妥当な和解」は、「そこで用いられるのにふさわしい市民的手段のあらゆる方策が尽きた後にはじめて用いる」べき「最後の解決手段」なのである(Bouchard et Taylor, 2008, p.65)。

ここで「法的」というとき、それはある要求が体系的で厳格な手続きが踏まれて調整されることを意味している。要求者は原告として、「和解」義務が発生している相手側は被告として扱われ、最終的には勝者と敗者とが決定づけられる。そこで提示された解決法は「判決」であり、それゆえ強い強制力をもっている(Bouchard et Taylor, 2008, p.64)。

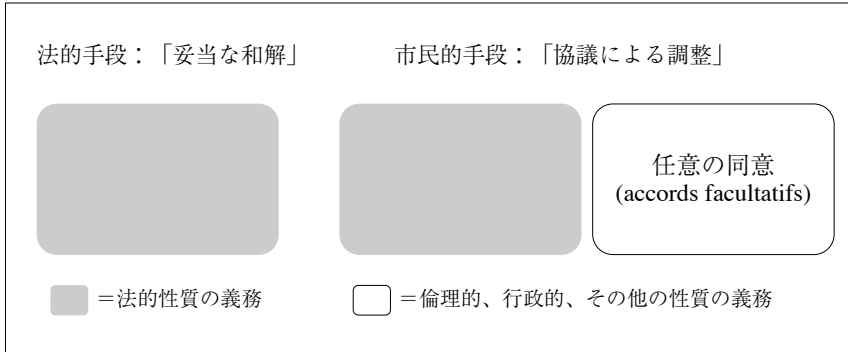
そこで、「妥当な和解」の原理を司法の領域外にまで拡張させることにより、司法に頼らない妥協の方策を模索することが求められる。そのようにして出てくるのが「協議による調整」と「非公式の合意」である。これらは、「和解」の義務は発生しているものの、その義務は法的義務ではないし、当事者間でなされた合意にも法的拘束力がない。これらは非法的な性格の「和解」であるため、市民的手段 *voie citoyenne* と呼ぶことができる(Bouchard et Taylor, 2008, p.64)。市民的手段による「和解」は、当事者相互の話し合いにより妥協案が模索される。

このように、「和解」は義務の性質——法的拘束力を有しているか否か——という観点から分類することもできる。そのようにして分類したのが次ページの図2である。

図2からわかる通り、「協議による調整」には2通りの「和解」の形態が存在する。グレーでぬられている部分は法や規則による強制力を有する「和解」の形式である。一方、白い部分には「任意の同意」と命名されているが、そこには法的な義務は発生しない。「任意の同意」には、倫理的義務ないしは行政的な義務から和解や妥協点に至ることが期待される。

また、図2の中には「非公式の合意」は含まれない。というのも、図2はあくまでも公共ないしは民間の組織や機関の枠組み内で行われる「和解」の形態を示すものだからである。「非公式の合意」は、そうした枠組みの外で、純粋に市民間で折り合いがつけられたものをさす。そして、これらすべての

図2 公的機関及び民間機関における「調和の実践」の領域
(Bouchard et Taylor, 2008, p.65)



「和解」の形態を包括するのが、「調和の実践」である(Bouchard et Taylor, 2008, pp.64-65)。

以上が「調和の実践」をめぐる、様々な形態の「和解」の体系である。途中、抽象的な記述になっているためややわかりにくかったかもしれない。ここで示された諸概念が実際の事例ではどのように現われるのかについては、次章で検討する。

4. 「和解」の実際——キルバン事件を事例として

本章では、前章で提示したさまざまな形態の「和解」が、実際の事例においてどのように機能するのかを確認していく。ここでは、有名なキルバン事件を事例として検証したい。キルバン事件を事例とする理由は2つある。第1の理由は、本事例がCBT発足の重要な要因の1つであったことである。キルバン事件は、「和解」に関する州民世論の大きな転換点であった。第2の理由は、この事件ではその経過を通して様々な形態の「和解」が行われており、これまで見てきた諸概念に具体性をもたせて理解するための好例だと考えられる。

キルバン事件のあらましは下記のとおりである。

2001年11月18日、シク教徒のマルチニ少年が、モンリオール市内の公立学校で、校庭で友人と遊んでいる最中に携行していたキルバン（シク教徒の男子が伝統的に携帯している短剣）を落としてしまった。少年はすぐに仕舞い込んだが、それを目撃していた他の生徒と保護者が、少年が武器を携

行していると学校職員に苦情を申し立てた。校長は少年にキルパンを持って来ないように指導したところ、少年が拒否したために自宅謹慎となった。後日、教育委員会 *Commission scolaire* は、「妥当な和解」案として、キルパンが洋服の中にしっかりと仕舞い込まれて安全を確保できるという条件を満たすならば、少年を学校へ戻すべきであると主張した。ムルタニ家はこの条件に賛同し、両者は合意に達した。しかし翌年、学校評議会 *Conceil d'établissement scolaire* は、キルパンの学内への持ち込みは危険禁止物を禁じる規則に反しているとしてこの「妥当な和解」は受け入れられないとした。キルパンを宗教的シンボルとしてみなすためには、ペンダントにするか、木やプラスチックなど損害を与えないような材質でつくられたものにして着用すべきだとした。父親のムルタニ氏はこの条件は受け入れられないとして提訴した。2002年5月、ケベック高等裁判所は教育委員会が提示した妥協案を支持する判決を出した。しかし、2004年4月、ケベック上告裁判所ではケベック高等裁判所の判決を棄却し、安全問題はシク教生徒がキルパンを学校へ携行する権利に優先するとして学校評議会を支持した。だが2006年5月、カナダ連邦最高裁は1審を支持する判決を下した(*Supreme Court Judgments*, 2006)。

少年がキルパンを落としてから、当事者双方の間でなされたコミュニケーションの局面は4つある。①少年のキルパン所持に対して別の保護者が学校に苦情を申し立て、それへの対応として学校側が少年に直接指導を行っている段階、②教育委員会における協議の段階、③学校評議会における協議の段階、④司法当局における審議の段階、である。このように事件の経過を整理してみると、第2章で提示した調和の実践に含まれる3つの形態の「和解」——「妥当な和解」、「協議による調整」、「非公式の合意」が登場していることがわかる。

ではもう少し詳しくみていこう。①の段階で、学校側と少年側の間に合意が達成されていれば、それは「非公式の合意」と呼べるであろう。CBT報告には「非公式の合意」について、「公的及び民間の団体や組織の枠の外で、人々の間で結ばれた合意」としか述べられていない(*Bouchard et Taylor*, 2008, p.65)。それ以上の説明はないためこの点に関しては筆者の推測であるが、純粋に団体や組織の枠外で要求が出されるという事態は考えにくい。この「非公式の合意」は、いわば現場判断のようなものだと考えられる。つまり、ある要求がなされたとき、その時その場で要求に対応した人の判断によって要求者との合意が達成された場合、それを「非公式の合意」といえるのではな

いだろうか。だとすれば、キルパンという危険物の携行に対して苦情を申し立てた保護者——保護者からの要求を受けた学校——学校から指導を受けたシク教徒の少年という関係者の間で行われる調整は、「非公式の合意」と呼べるであろう。

次に、第4章でみたCBT報告の概念整理に従えば、②と③は「協議による調整」として位置づけられるように思われる。②の教育委員会は、小中学校及び専門学校の予算と教育プログラムを管理している機関で、委員は学区ごとに選出された代表者から構成されている。また、州教育省から直接予算が出ている。つまり、教育委員会は行政機関の1つである。それに対して③の学校評議会は、日本で言うPTAに近いものである。つまり、学校ごとに組織された教員及び保護者の代表者からなる教育関連団体である。したがって、教育委員会の方が学校評議会よりも上位の公的機関だといえる。ところで、この事件の裁判記録をみると「妥当な和解」の語が用いられているのは教育委員会が提示した調停案に対してだけであった。つまり、教育委員会が提示した、「キルパンを服にしまいこんで安全を確保するという条件」が妥当かどうか、が④の各種裁判所における争点となったのである。

この事件の場合、「非公式の合意」、「協議による調整」、そして「妥当な和解」のいずれの「和解」の手段によっても、教育関係者側とムルタニ家が合意に至ることはできなかった。こうして最終的には法的手段がとられ、どの妥協点で両者は和解すべきか、司法当局の判断に委ねられることになった。裁判所においても、1審、2審では決着がつかず、連邦最高裁の判決が最終決定とされた。

以上より、実際の場面では法的手段としての「妥当な和解」に市民的手段の様々な「和解」の形態が先行することがわかる。ある要求が出された場合、まずは当事者同士だけで調整がなされる。そこで和解に至らなければ、関係者の輪が拡張される。キルパン事件の場合には、まず当該校の学校全体の問題となり、さらに教育委員会も介入する問題となった。この時点でなされている協議は、その組織でなされた決定の拘束力は弱いという点で、市民社会の内部にあるといえよう。しかし、市民的領域の様々な「和解」が問題の解決に至らなかったとき、どれが「妥当な和解」なのか司法当局の裁きに任されることになる。

5. 「和解」の妥当性

文化的差異に基づく様々な差別を解消するために被要求者側が規則の厳格な適用を緩和することによってなされる調整が「和解」である。だがそれは、一律に適用できる基準をもつものではない。「和解」とは、それぞれの状況や文脈に応じた個別的な対応を志向するものだからである。とはいえ、「和解」がいかなる場合に講じられるのか、判断基準はやはり必要である。「和解」の要求の妥当性を判断するときに一定の規準となるのが、妥当性 *raisonnable* という尺度である。

キルパン事件の場合、争点は教育委員会が提示した和解案は妥当かどうか、またその根拠は何であるか、という点にあった。具体的に言い換えると次のようになる。「権利と自由に関するカナダ憲章」（以下カナダ憲章）第2条及びケベック憲章第3条は、あらゆる市民に対して「良心と信仰の自由」を定めている。しかし一方で、カナダ憲章第1条やケベック憲章第9条第1項には、個人の基本的人権と自由は、民主的な諸価値、公共の秩序や一般の福利などに反する場合には制限されうるとしている。では、ムルタニ少年の信仰の自由を制限してまで優先される民主的な諸価値、公共の秩序、一般の福利はなんだろうか？これらのどこに妥協点を見出した場合に妥当だといえるのだろうか？

第3章で明らかにしたことによれば、差別的状況があると認められる場合には、そこに和解の義務 *obligation d'accommodements* が発生する。しかし、ある人や集団⁵が、自らが差別的処遇を受けたとして「和解」の要求をしたとしても、その要求が必ずしも認められるとは限らない。換言すれば、当該人物や集団が「差別を受けた」と感じたとしても、それは常に和解の義務を発生させるとは限らないのである。したがって、和解の義務は決して絶対的なものではない。それが乱用されることのないように、いくつかの制約を受けるものである。

和解の義務を発生させる条件は、大きく分けて2つある。1つ目は、繰り返しになるが、ケベック憲章第10条に規定されている事由に基づく差別的状況があると判断されて初めて和解の義務が発生する。これは最も重要な前提条件である。たとえば、キルパン事件の場合には、シク教徒であるムルタニ少年にキルパンの携行を認めないことはそもそも宗教的差別にあたるのかどうか、という問題である。

2つ目の条件は、当該要求の妥当性である。つまり、和解の要求がなされ

た場合、その要求に対して和解のための措置を講ずることが「妥当である」と判断された場合のみ調整の義務が発生する。これは一見すると当たり前のことのように聞こえるが、実際にはかなりの困難を伴う。というのも、その要求が妥当であるかどうかの判断に対して、どのような事例にも応用する客観性や根拠を提示することは不可能だからである。

では当該要求の妥当性は、どのように判断されるのだろうか。それは、過度の負担 *contrainte excessive* と呼ばれる規準に基づく。すなわち、ある要求が、相手側に過度の負担を引き起こさないときにのみ、その要求は「妥当である」と見なすことができる(Bouchard et Taylor, 2008, p.163)。当該要求のための和解に発生するコスト、企業や組織の機能妨害、要求者と同じ立場にある被雇用者やサービス利用者などの諸権利の侵害などが引き起こされる場合、それを過度の負担と呼ぶ。

また、公共善（原語では *valeurs publiques communes* だが、公共善と訳出した。共通善とは異なることに注意）という観念もこの制限的指標に付け加えられる。公共善というのは、たとえばキルパン事件の場合では学校と生徒の安全性を指しており、さらに言えば、ライシテの問題と関連してくる。公的領域における宗教シンボルの着用を禁止することは宗教を事由とした差別にあたるのか、という問題に対して、公共善の観点から次のような主張がなされる。すなわち、この宗教的实践は、①国家の宗教に対する中立（ライシテ）と相容れないし、また、②宗教は私的領域（家や宗教共同体）において実践されるという社会的合意と矛盾しており、それゆえ禁止されねばならない、といった論調である。ライシテや社会的合意は公共善の一種だと考えられる。ただしこの公共善が制限的指標として考慮されるのは、それが法的根拠をもつ場合だけに限られる(Bouchard et Taylor, 2008, pp.164-165)⁶。

以上より、個人の宗教の自由に制限を加えることができるとすれば、それには2つの観点がある。1つ目は、過度の負担を課さないものであること、2つ目は法的準拠をもった公共善と矛盾しないものであること、である。これらの規準をみたととき、当該要求は妥当であるとみなされる。これが、「和解」に「妥当な」が形容される所以である。

結びにかえて

本稿では「和解」及び「妥当な和解」の意味、その考え方、これらをめぐる諸概念の体系、「和解」が義務となるときの諸条件について CBT 報告を読

み解きながら明らかにした。

第1に、「和解」とはケベック憲章に規定されている事由に基づく差別的状況、とりわけ宗教を含む文化的差異に基づく差別が確認される場合に、被要求者側が法や規範の厳格な適用を緩和することによって要求者と折り合いをつける方法のことをいう。そのとき「和解」を行うことは義務として理解されねばならない。第2に、「和解」はもともと法的措置であったが、この概念がもつ原理は法的領域を超えたところで行われる様々な形態の和解にも敷衍されるものである。「和解」の原理とは、次の3点である。①差別的状況の存在を前提とするものであること、②相手側に過度の負担を与えないものであること、③以上2点を踏まえ、当該要求が妥当だと判断されるものこと、である。

「和解」ないしは「妥当な和解」を行う際の基本的原理は、文化的民族的に多様なケベック社会の規範となりうる。それは、単に法廷で当事者が示談するための法的概念に留まらない。この基本原理に則って、市民社会の中でも、公共機関や民間機関の内外を問わず、人々が「和解」を慣例的に行うことができるようになることが望ましい。そうすることにより、「和解」が訴訟にまで至ることは減少するだろう。

以上が、本稿が明らかにした CBT 報告にみる「和解」の基本原理である。これは、文化的民族的に多様性を増しているケベック州が社会統合を図っていくための理念であり、かつ実践として位置づけられている。

「和解」が要請される場面は、しばしば宗教を中心とした文化的差異に基づくものである。そのため、ライシテとの関連からさらに議論を深める必要があることを今後の課題として挙げられよう。また、連邦政府の多文化主義政策に対するオルタナティブとしてケベック州が好んで用いるインターカルチュラリズムとの関連についても、さらなる研究が求められる。本稿では、紙数の関係上これらについてはあまり言及することができなかった。だが、社会の独自性の保持と多様性の尊重、民主的な公共善の追求と個人の自由と権利の保障という、政治理論的に両立が難しい目標を掲げながら社会統合を図るケベック州のインターカルチュラリズムは、「妥当な和解」を機能させることによって理念から現実へ昇華させる可能性を秘めている。インターカルチュラリズム、開かれたライシテ、「妥当な和解」の体系的な研究が、今後ますます期待される。

注

- 1 “accommodements”とは「調停」「調整」「妥協」「和解」「譲歩」「調和」などの意味を含むフランス語である。だが、ケベック州の実践の文脈でこの語を用いる場合に適した日本語はなかなか見当たらない。実際、これまで日本でなされてきた議論においても様々な訳語があてられてきた。さしあたって本稿では、「和解」の語を当てることにする。また、“accommodements raisonnables”の訳語について、本稿ではこれを「妥当な和解」という訳語で以下の議論を進めたい。詳しくは第1章で論じる。
- 2 インターカルチュラリズムに関する言説は移民や文化的マイノリティの統合政策の中に見出される。ケベック党政権による文化的まとまりに関する行動指針 « *Autant de façon d'être Québécois* » (1981)や、インターカルチュラル教育という概念の着想がみられる « *Rapport du comité sur l'école québécoise et les communautés culturelles* » (1985)、移民と統合に関する政策宣言の « *Au Québec pour bâtir ensemble* » (1990)など(Rocher et Labell, 2010, pp.182-183)。ケベック州におけるインターカルチュラリズムの形成過程については稿を改めて論じたい。
- 3 「開かれたライシテ」については伊達聖伸が研究に着手している。「2つのライシテースタジ報告書とブシャール=テイラー委員会報告書を読む」(2010)『宗教法』第29号、「宗教を伝達する学校——ケベックのライシテと道徳・倫理・文化・スピリチュアリティ——」(2011)『宗教学研究』第85巻第2集など。
- 4 この2人の略歴については、『多文化社会ケベックの挑戦：文化的差異に関する調和の実践、ブシャール・テイラー報告』(竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳、2011年、明石書店)に詳しい。
- 5 一般に、「和解」の要求を行うのは差別を受けた個人であるためここで集団という表現を用いることに反論が予想される。だが例えば、次のような事例——シナゴグの目の前にあるスポーツジムの窓ガラスを曇りガラスに変えてほしいというユダヤ教徒からの要求の事例のように、「和解」の要求者は必ずしも個人とは限らない。
- 6 たとえば、ケベック憲章以外に以下のような法律を挙げることができる。「公教育に関する法律(*la Loi sur l'instruction publique*)」(1988)、「健康と社会サービスに関する法律(*la Loi sur la santé et les services sociaux*)」(1991)、「労働に関する健康と安全に関する法律(*la Loi sur la santé et la sécurité du travail*)」(1979)などがある(Bouchard et Taylor, 2008, p.165)。

参考文献・資料

- Bouchard, Gérard (2011) « Qu'est-ce que l'interculturalisme ? », *McGill Law Journal*, 56(2), pp.397-433.
- Bouchard, Gérard et Taylor, Charles (2008) *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*, Rapport de la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles, Québec, Gouvernement du Québec.
- Bouchard, Gérard et Taylor, Charles (2008) *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*, Rapport abrégé, Rapport abrégé de la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles Québec, Gouvernement du Québec. : ジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー編(2011)竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳『多文化社会ケベックの挑戦：文化的差異に関する調和の実践ブシャール=テイラー報告』明石書店。
- Canadian Charter of Rights and Freedoms: Part I of the Constitution Act (1982).
- CBCNews, (March 2 2006) *CBC News online*, <http://www.cbc.ca/news/background/kirpan/> 閲覧日 2011 年 12 月 15 日。
- Centre justice et foi (2006) « Le jugement de la Cour suprême sur le kirpan », *Vivre ensemble*, Vol.13, No.47, pp.10-13.
- La Charte des droits et libertés de la personne du Québec (1975).
- Commission scolaire de Montréal, *Ils iront loin*, <http://www.csdm.qc.ca/CSDM.aspx>, 閲覧日 2011 年 1 月 10 日。
- Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys, <http://www.csmb.qc.ca/fr-CA.aspx>, 閲覧日 2012 年 3 月 11 日。
- Les Conseils d'établissement, <http://www.mels.gouv.qc.ca/conseils/>, 閲覧日 2012 年 3 月 15 日。
- Convention on the Right of Persons with Disabilities and Optional Protocol (2006) : 「国連障害者の権利に関する条約」(2008)日本政府仮訳文。
- Le Devoir (22 mai 2002) *Le Devoir.com Libre de penser*, 閲覧日 2012 年 1 月 5 日。
- Gagnon, Alain-G. and Simon, Richard (2008) « Canada », *A Global Dialogue on Federalism Volume VII : Diversity and Unity in Federal Countries*, Kincaid, John(ed.), Montreal, McGill-Queen's University Press, pp.110-138.
- 飯笹佐代子(1996)「ケベックのスカーフ問題」『カナダ研究年報』第 16 号、日本カナダ学会、74-80 頁。
- 飯笹佐代子(1997)「ケベック型多文化主義の模索——変貌するケベック社会」『NIRA 政策研究』(特集：多文化主義と政策課題)総合研究開発機構、第 10 号、

第2巻、16-19頁。

飯笹佐代子(2009)「多文化社会ケベック、共存への模索——『妥当なる調整』をめぐる論争」『ケベック研究』日本ケベック学会、創刊号、62-74頁。

Judgments of the Supreme Court of Canada (2006) «Multani v. Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys », *Supreme Court Reports*, Volume 1, 2006 SCC 6 ; [2006] 1 S. C. R. 256.

Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport, <http://www.mels.gouv.qc.ca/>, 閲覧日 2011年1月10日。

小畑精和(2011)「ジャン・ボベロ氏特別講義、現代社会と宗教——ケベックのプシヤール=テイラー報告をめぐる」『いすみあ』明治大学教養デザイン研究科紀要、第3号、135-138頁。

Rocher, François et Labelle, Micheline (2010) « L'interculturalisme comme modèle d'aménagement de la diversité : compréhension et incompréhension dans l'espace public québécois », *La Diversité québécoise en débat*, Bouchard, Taylor et al. Québec, Québec Amérique, pp.179-203.

竹中豊(2009)「アイデンティティの『危機』か新しい『調和』か——ケベックにおける『テイラー=プシヤール・コミッション報告』のなげかけるもの」『CARITAS』カリタス女子短期大学、第43号、1-13頁。